平成23年3月23日

福島県相馬港湾建設事務所東北地方整備局小名浜港湾事務所福島海上保安部

緊急物資輸送等に備えた相馬港の一部供用開始について

津波被災に伴い相馬港では、入出港自粛措置をとっていますが、関係機関による水路調査及び連絡調整により、相馬港における船舶等に対する入出港自粛勧告の一部を解除し、下記のとおり供用開始を行います。

記

【本日の一部解除】

1号ふ頭1号岸壁及び同3号岸壁

解除日時:平成23年3月23日15:00(日本時間)

【既に一部解除済】

2号ふ頭4号岸壁

解除日時:平成23年3月19日15:00(日本時間)

【条 件】

- (1)港湾管理者より岸壁使用が認められている船舶。
- (2) 北航路を航行経路とし、原則、日中航行のみ。 ただし、夜間航行については福島海上保安部長が認めた船舶。

【留意事項】

- (1) 入出港自粛勧告の一部解除は、緊急物資輸送船舶、災害救助に当たる船舶等を 対象としています。
- (2) 港内には漂流物、沈没物等の障害物が依然として存在しています。

【問い合わせ先】

福島県相馬港湾建設事務所

電話 0244-37-2240 (相馬市生涯学習会館内)

東北地方整備局小名浜港湾事務所

電話 0246-53-7100

福島海上保安部

電話 0246-53-7112